



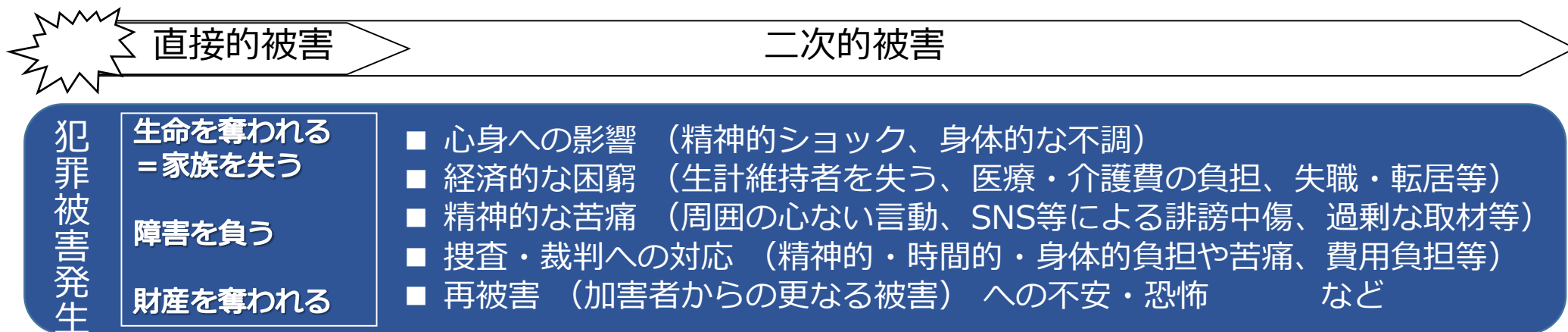
犯罪被害者等支援の動向について

三条市市民部環境課
令和3年7月30日

1 現状・課題

(1) 犯罪被害の状況

犯罪被害者及び家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という）は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、二次的被害にも苦しんでいるとされる。



【近年の主な犯罪被害の発生状況】（新潟県資料から）

相模原障害者施設やまゆり園殺傷事件（H28.7月 神奈川県）、大津園児死傷事故（R1.5月 滋賀県）
川崎市登戸通り魔事件（R1.5月 神奈川県）、京都アニメーション放火殺人事件（R1.7月 京都市）
新潟市西区女子児童殺害事件（H30.5月 新潟市）、新潟女性刺殺事件（R1.11月 新潟市）

(2) 三条市内における犯罪被害者等相談件数

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度（6月末現在）
刑事事件	3	3	0
（交通事故）	（22）	（31）	（11）
（計）	（25）	（34）	（11）

（三条警察署集計）

2 法・条例等の制定状況（全国）

(1) 「犯罪被害者等基本法」（平成16年12月公布、平成17年4月施行）抄

犯罪被害者等支援を総合的・計画的に推進するため、基本理念や施策の方向等を定めた法が制定された。

（第4条 国の責務）

国は、（一部省略）犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（第5条 地方公共団体の責務）

地方公共団体は、（一部省略）国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 犯罪被害者等支援に特化した条例

凶悪犯罪が頻発する近年、犯罪被害者等支援を目的とした「犯罪被害者等支援に特化した条例」（以下「特化条例」という。）を制定する自治体が多い。

ア 特化条例制定済の都道府県（令和3年4月1日時点）

32都道府県（47都道府県中） → 約**68%**が制定

うち**8**都道府県が「見舞金制度」導入

■特化条例の主な規定内容

目的	犯罪被害者等支援施策の総合的・計画的な推進、被害者を支える地域社会の実現
基本理念	被害者の個人の尊厳・適切な処遇、きめ細やかな切れ目ない支援
責務	県、県民、事業者、民間支援団体等
推進体制	基本計画等の策定、連携協力体制の整備、県民意見の把握・反映
基本的施策	相談対応・情報提供、保健医療・福祉サービスの提供、日常生活の支援、安全の確保居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減、県民理解の増進、人材の育成 民間団体活動への支援、損害賠償請求への援助、捜査・公判等への配慮等

イ 特化条例制定済の市町村（令和3年4月1日時点）

384市町村（1,724市町村中） → 約**22%**が制定

うち**377**市町村が「見舞金制度」導入

2 法・条例等の制定状況（新潟県）

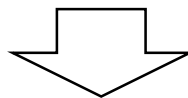
(3) 「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（平成17年7月公布・施行）抄

新潟県は、犯罪防止を目的とした条例において、犯罪被害者等支援を規定していた。

第7章 犯罪被害者等に対する支援

第26条 県は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村、その他の関係機関並びに前項に規定する民間の団体と連携して行うものとする。



「新潟県犯罪被害者等支援条例」（令和2年12月25日公布、令和3年4月1日施行）

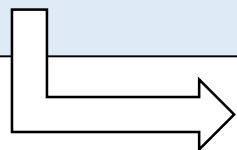
この度、新潟県が特化条例を制定し、令和3年4月1日から施行された。

ア 目的

犯罪被害者等が、受けた被害を回復・軽減し、安心して暮らすことができるよう、県民全体で被害者等に寄り添い、温かく支えあう地域社会の実現をめざす。

イ 期待される効果

- 基本理念や各主体の責務を明確化、県の積極的な取組姿勢の明示
⇒ 県民理解の増進、社会全体の気運醸成、被害者等の精神的支え・よりどころ
- 基本的施策を具体的に明記、推進計画等にて各分野の取組を体系的に位置付け
⇒ 各部局との連携強化、総合的・計画的な取組の推進
- 条例制定過程での施策等の検証や県民意見等
⇒ 新たな取組や既存施策の充実等の契機



新潟県内の市町村に対し、同様に特化条例の制定を要請されている。

2 法・条例等の制定状況（新潟県）

（4）新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金

新潟県は、地域が寄り添う姿勢を示し、受けた被害の早期回復・軽減を支援するため、犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は重傷病を負った方に市町村が支給した犯罪被害者等見舞金に対し、その一部を補助する事業を新たに導入した。

【事業概要】（一部は新潟県ホームページから）

- 1 目的
犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、地域が寄り添う姿勢を示し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を支援するため、市町村が支給した見舞金に対し、県がその一部を補助するもの
（被害者等にとって最も身近な行政窓口である市町村が支援の主体として対応することが、被害者等の心の支えとなり、早期の立ち直りにつながることから、市町村が実施主体となる支援制度とし、県はそれを後押しする）
- 2 施行 令和3年5月12日
適用 令和3年4月1日以降に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病
- 3 対象者
故意の犯罪（殺人、強盗致傷、傷害、強制性交等・強制わいせつ、危険運転致死傷等）の被害にあった本人または家族
- 4 見舞金
遺族見舞金 上限15万円
重傷病見舞金 上限5万円
→ 原則市町村からの見舞金と同額（総額の1/2）を想定
※給付に当たっては、市町村での特化条例の制定は必須ではない

（5）新潟県内市町村における特化条例等の制定状況

- 1 新潟市
 - ・令和3年6月議会にて、「見舞金制度」を導入（遺族見舞金15万円、重傷病見舞金5万円）
 - ・条例制定の必要性については引き続き検討中
- 2 南魚沼市、胎内市
検討中（具体的な日程は未定）
- 3 その他
対応未定

（令和3年6月時点 新潟市調査資料から）

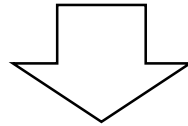
3 三条市の対応

「三条市安全・安心なまちづくり条例」(平成25年3月公布・4月施行)抄

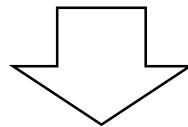
三条市は、安全・安心なまちづくり条例において、「犯罪被害者等に対する支援」を規定している。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 市は、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、情報の提供その他犯罪被害者等を支援するために必要な措置を講ずるものとする。



今年度、新潟県犯罪被害者等支援条例が施行されたことを契機に、本市においても、警察など関係機関との連携方法や支援内容といった犯罪被害者支援の在り方の整理、見直しを行い、その整理、見直しを行う中で、特化条例の制定や見舞金制度導入の要否についても検討する必要がある。



具体的には、

- ① **犯罪被害者等への「見舞金制度」導入の必要性の検討**
- ② **特化条例制定の必要性の検討**

(既存の「三条市安全・安心なまちづくり条例」の規定に基づく対応とするか、特化条例を制定した上での対応とするかどうか)などの検討を行う。